

# 社協 ゆがわら

## ■発行■

社会福祉法人  
湯河原町社会福祉協議会  
令和2年12月1日

## ■編集■

広報担当委員会  
湯河原町中央四丁目12番地5  
TEL 0465-62-3700  
FAX 0465-62-5150

2020  
No.103



## 『赤い羽根共同募金の街頭募金運動』

令和2年10月1日(木)、湯河原駅前にて街頭募金運動を実施いたしました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年に比べ少人数、短時間での実施となり、集まった募金は、15,929円となりました。温かいご支援、ありがとうございました。

★本号2ページ…赤い羽根共同募金について



★今年度の募金活動については、次号4月1日発行の広報誌でご報告いたします。

ひとりぐらし高齢者の昼食会

- ・社会福祉大会
- ・ボランティア団体助成
- ・福浦かもめサロン
- ・社協事業費



社会福祉大会

国内で災害が発生した際、都道府県共同募金会が被災者支援活動等を展開するために保有しています。

金額等詳細は、  
「2020 ゆがわらだより」と  
「えがお 第12号」に掲載  
していますのでご覧下さい。



各区会にてお願いしております全戸募金での「赤い羽根」の配布は、生産数が不足している影響で、令和元年度より廃止いたしました。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

# 移送サービス事業のご案内

(湯河原町委託事業 / 国土交通省関東運輸局許可)

車椅子、もしくは寝たきりだから病院に行けない…。そんな時は社協にお任せください！  
社協では、町内在住の歩行困難により一般の交通機関（電車・バス・タクシー）の利用が難しい方の  
通院送迎をお手伝いします。ハンドルを握るのは、運転講習を受けた社協の職員です。

## 対象者

町内にお住まいの方（介護施設等入居者を除く）で、  
歩行困難により車椅子、または特殊寝台（ストレッチャー）での移動を常とする方。

## 利用料

1 回（往復）の運行につき、町内 500 円、真鶴町・熱海市 1,000 円、  
小田原市・箱根町・南足柄市・足柄上郡 5 町・函南町 1,500 円をお支払いいただきます。  
（有料道路を利用する場合は別途利用者負担）

## 運行日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。（土日祝日と年末年始は運休）

利用するには事前に  
登録が必要です。  
まずはお気軽に  
ご相談ください！



# 救急医療情報キットを無料配付しています！

医療情報キットとは、自分の氏名、年齢、緊急連絡先、かかりつけ医、持病や服薬内容などの情報を  
専用の容器（筒）に入れ、どの家庭にもあり、火災に強く、地震で家屋が倒壊してもつぶれにくい  
冷蔵庫に入れて保管しておくことで緊急時に対応するものです。



## 対象者

町内在住で、65 歳以上の高齢者のみの世帯及び  
障がいのある方がいる世帯

## 配 付

湯河原町社会福祉協議会事務局にてお配りしています。  
詳しくはお問合せ下さい。

## 令和 2 年度 賛助会員の 皆さまをご紹介します

【令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 10 月 31 日】 敬称略

前田牧子 ASA 湯河原  
湯河原ライオンズクラブ 街椿建設  
花の学校

## 心温まるご寄付ありがとうございました

【令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 10 月 31 日】 敬称略

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ●社会福祉基金●            | ●一般寄付金●    |
| 匿名 50,000 円         | 匿名 5,000 円 |
| 匿名 1,237 円          |            |
| ●寄付品●               |            |
| JA かながわ西湘女性部        |            |
| JA かながわ西湘助け合い組織すみれ会 | タオル・布切れ等   |



# 湯河原町防災訓練に参加しました！

令和 2 年 9 月 6 日（日）午前 8 時から、防災コミュニティセンターと各区会の訓練会場にて実施された、「令和 2 年度湯河原町総合防災訓練」に社協役職員も参加いたしました。今年度の防災訓練は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、町職員と各区会の役員、そして協力団体のみの参加と規模を縮小し、感染対策が講じられた上で行われました。

社協には、災害時に災害ボランティアセンターを設置する役割があります。今回の訓練では町職員、小田原青年会議所の担当者と、災害ボランティアセンター設置の順序について確認を行いました。

万が一一大規模災害が発生した際は、町が設置する災害対策本部などの関係機関と協力し、迅速かつ的確な支援が行えるよう、今後も訓練を続けてまいります。



災害発生時、社協職員は写真のビブスを着用する予定です。



社協会長の挨拶



社協職員より、災害ボランティアセンター設置の順序について説明している様子

## ★災害ボランティアセンターとは

地震や風水害など被害の大きな災害が発生した時、被災者や地域を支援するボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。原則社協に開設し、被災地でのボランティアニーズの把握や、町内外からのボランティアを受入れ、活動を取りまとめることなどが主な役割です。

本誌に掲載の事業・行事・会員募集等に関するお問い合わせは、社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会まで  
TEL：0465-62-3700 FAX：0465-62-5150

ホームページでも各種事業等、詳細をご案内しています！

<https://yugawara-shakyo.jp/>

湯河原町社協 検索